

兵庫県公報

平成29年8月22日 火曜日 第2928号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	2
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（砂防課）	2
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	3
○ 大規模小売店舗に対する県の意見の概要（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
○ 入札公告（管理課）	6
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	8
○ 教習指導員審査の実施	10
正 誤	
○ 平成29年4月28日付け兵庫県公報第2号外中	11

告 示

兵庫県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年7月1日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
姫路市四郷町明田及び継地内



兵庫県告示第774号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年8月7日から同年9月30日まで
- 3 作業地域

尼崎市水堂町二丁目地内



兵庫県告示第775号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 6月26日から同年 7月21日まで
- 3 作業地域
尼崎市久々知三丁目地内



兵庫県告示第776号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成29年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.5.264号農人町線ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
高砂市高砂町藍屋町
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成29年 8月22日から同年 9月 5日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
上久米(4)Ⅱ（129010043）の項中別図43を次の図面のとおりに改める。
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間
平成29年 8月30日（水）から同年 9月13日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075—2

(3) 提出期限

平成29年9月13日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年11月10日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上三草・畑(1) I (129010010)	加東市上三草・畑（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上久米(1) I (129010011)	加東市上久米（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上三草・馬瀬(1) II (129010029)	加東市上三草・馬瀬（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
馬瀬(1) II (129010030)	加東市馬瀬（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
馬瀬(2) II (129010031)	加東市馬瀬（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山口(1) II (129010032)	加東市山口（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山口(2) II (129010033)	加東市山口（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
畑(3) II (129010036)	加東市畑（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上三草(1) II (129010037)	加東市上三草（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

久米・藤田Ⅱ (129010039)	加東市久米・藤田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上久米(3)Ⅱ (129010042)	加東市上久米（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上久米(4)Ⅱ (129010043)	加東市上久米（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
久米Ⅱ (129010044)	加東市久米（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上三草・馬瀬(2)Ⅲ (129010066)	加東市上三草・馬瀬（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上三草・馬瀬(4)Ⅲ (129010069)	加東市上三草・馬瀬（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
馬瀬(4)Ⅲ (129010070)	加東市馬瀬（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
馬瀬(5)Ⅲ (129010071)	加東市馬瀬（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
馬瀬(7)Ⅲ (129010073)	加東市馬瀬（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
馬瀬(8)Ⅲ (129010074)	加東市馬瀬（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上三草(2)Ⅲ (129010075)	加東市上三草（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上三草・山口Ⅲ (129010076)	加東市上三草・山口（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上三草(3)Ⅲ (129010077)	加東市上三草（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上三草(5)Ⅲ (129010078)	加東市上三草（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上三草・畑(2)Ⅲ (129010079)	加東市上三草・畑（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畑(4)Ⅲ (129010080)	加東市畑（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
畑西谷 2Ⅰ (229010003)	加東市畑（別図26のとおり）	土石流	別図26のとおり
畑谷Ⅰ (229010004)	加東市畑（別図27のとおり）	土石流	別図27のとおり
久米谷Ⅰ (229010017)	加東市久米（別図28のとおり）	土石流	別図28のとおり
御所南谷Ⅱ (229010019)	加東市上三草・馬瀬（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり

上三草Ⅱ (229010021)	加東市藤田（別図30のと おり）	土石流	別図30のとおり
---------------------	---------------------	-----	----------

(別図 1 から別図30までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年 8月30日（水）から同年 9月13日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075— 2
 - (3) 提出期限
平成29年 9月13日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年11月10日（金）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出をした者に対し、同法第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり意見を述べた。
 なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。
 平成29年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）明石西インター南計画
所在地 明石市魚住町清水2464番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社トライアルカンパニー 住所 福岡市東区多の津一丁目12番 2号 代表者の氏名 永 田 久 男
外 1 者
- 3 意見を述べた年月日
平成29年 8月 8 日
- 4 意見の概要
 - (1) 既存類似店のデータを用いて発生交通量を算定する場合は、来店車両に係る実態調査等を基にした適切な指標を用いること。
 - (2) 開店後も周辺交差点において交通の円滑性が確保されることについて、適切な根拠を示すこと。
- 5 意見の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 8月22日から 1 月間



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 足立
電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928

イ 一般競争入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年8月22日（火）から同年9月5日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

平成29年10月3日（火）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年10月2日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成29年8月22日（火）から同年9月5日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、同月5日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成29年9月26日（火）午後5時から同年10月3日（火）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札の日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年9月29日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する技術を審査するための証明書類及び計算書類を平成29年9月5日（火）午後4時までに前記3(1)アに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年10月17日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Liquid nitrogen cooling system for high-heat-load monochromator for SPring-8 BL24XU
- (3) Delivery period: March 2, 2018
- (4) Delivery place:
Location in Storage Ring building of SPring-8. (1-1-1 kouto, sayo-cho, sayo-gun, hyogo)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 September 5, 2017
- (6) Deadline for tender:
14:00 October 3, 2017 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 October 2, 2017 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms. Adachi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078) 341-7711 extension 4946

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第259号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 8月22日

兵庫県公安委員会
委員長 三宅知行

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成29年10月2日（月）から同月6日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成29年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成29年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成29年8月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,100円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成29年11月7日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

兵庫県公安委員会告示第260号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 8月22日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成29年10月2日（月）から同月6日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成29年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成29年8月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成29年8月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,600円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例

(平成12年兵庫県条例第38号) 別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成29年11月7日(火) 午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

正 誤

○平成29年4月28日付け(兵庫県公報第2号外)
兵庫県規則第30号(超過勤務の縮減に関する規則)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から32	超過勤務の縮減に関する規則	超過勤務に関する規則
1	下から28	超過勤務の縮減に関する規則	超過勤務に関する規則
1	下から26	超過勤務の縮減	超過勤務
2	上から14	超過勤務の縮減	超過勤務